

公益社団法人茨城県臨床検査技師会 投稿査読内規

第1章 査読

(目的)

第1条 公益社団法人茨城県臨床検査技師会は、機関誌『茨臨技会誌』掲載論文の水準を高めるため、投稿原稿につき査読を行う。

(対象)

第2条 広報委員会の依頼によるもの、または、学術研究部門、分野より推薦された学会論文ならびに会員投稿による論文等を査読対象とする。

(委員会)

第3条 学術査読委員会は、委員長1名、副委員長1名 委員7名以内により構成される査読部会を設置する。

(手続)

第4条 査読部会は、投稿された原稿が投稿規程に合致するかどうかを審査する

- 2 学術部長は、投稿規程に合致するとされた原稿1件につき委員1名以上の者に査読を委嘱し、原稿、査読内規を送付する。
- 3 査読を委嘱された者は、査読を受任できない特段の事情がある場合には、速やかに学術査読委員会に連絡しなければならない。
- 4 査読を委嘱された者は、査読要領にしたがって査読を行い、原稿を受理した日より3週間以内に、査読結果票を査読部会に返送しなければならない。
- 5 査読部会は、査読を委嘱された者の結果、協議の上「採用」、「補正の上採用」「不採用」のいずれかの決定を行う。
- 6 学術査読委員会は、採否の決定を投稿者に通知する。不採用の場合には、理由を付して通知するものとする。
- 7 査読部会は、「補正の上採用」について、補正原稿が提出された場合には、これを再度査読手続に付す。

(査読要領)

第5条 査読を委嘱された者は、以下の諸点の評価に基づき、当該原稿が、機関誌掲載にふさわしい水準のものであるかどうかを総合判定し、「採用」、「不採用」、「補正の上採用」のいずれかの評価を与えるものとする。

(1) 内容について・原稿の分類、論旨(目的)の明確性、内容の独創性、方法の妥当性、資料の信頼性等

(2) 表現について：表題、文献引用、用語、注、図表の適切性、等

2 査読を委嘱された者が、「補正の上採用」の評価を下す場合には、補正が必要な内

容を明記しなければならない。また「不採用」の評価を下す場合には、その理由を明記しなければならない。

第2章 投稿

(資格)

第6条 投稿する場合、筆頭者、共同研究者は会員に限る。但し、編集委員会が特に依頼したものについては、この限りでない。

(様式)

第7条 本誌綴じ込みと会誌投稿カードに必要事項を記入し、原稿に添付し、事務所まで郵送する。

- 2 原稿はワードを用い、A4用縦使い横書きし、仕上がりイメージを意識して作成する。本誌掲載時の体裁に準じた構成で作成する。(灰色文字部分の変更)
- 3 表、図や写真には表1、図1、写真1のようにそれぞれの番号を付け、挿入箇所を原稿外に朱書きし、原稿も末尾にまとめて添付する。
- 4 数字、欧文は1文字の場合は全角で、2文字以上の場合は半角とする。度量衡単位はcm、mm、 μm 、 cm^2 、mlなどCGS単位を用いる。
- 5 引用文献の記載の順序および句読点は次のようにする。
 - (1) 雑誌の場合、著書名：巻(号)、最初～最後頁、発行社、発行年
 - (2) 著者が複数の場合は2名まで挙げ、3名以上は筆頭者のみ記載し、「ほか」又は「et al.」とする
 - (3) 雑誌の場合、略名は日本医学図書館協会編「日本医学雑誌略名表」及びNational Library of Medicine (NLM) の雑誌略称名に準拠する。
- 6 PDF版とワード版の原稿を事務局宛にメールにて添付する。

(原稿の分類と内容及び枚数)

第8条 投稿は他の出版物に未発表のものに限る。その内容、原稿枚数は原則として次のように分類される。

- (1) 「特集」：必要に応じて編集委員会で協議し、決定する
- (2) 「研究」：臨床検査、公衆衛生の分野におけるオリジナル論文、運営、管理、研究などに関するもの。原稿枚数は5から20枚(図、表を含み、1個につき1枚に換算する)
- (3) 「試薬と機器」：既存の試薬、機器、器具を検討したもの。原稿枚数は4から8枚まで
- (4) 「学術研究部便り」：学術研究部の活動内容、行事予定、感想など
- (5) 「読者のページ」：形式は自由なもので、建設的な意見、体験、特技、趣味など、原稿枚数は4から8枚まで
- (6) 「検査メモ」：検査室などで使用する機器などに対するアイディア、工夫し、原

稿枚数は4から8枚まで

(7)「施設紹介」：施設のプロフィールを紹介したもの。写真を添付し、原稿枚数は4から8枚まで

(8)「賛助会員の広場」：賛助会員のプロフィールなどを紹介したもの

第3章 附 則

(改廃)

第9条 この内規の改廃は理事会の議決による。

(附則)

- 1 この内規は平成25年 8月 1日より施行する。
- 2 この規定は、平成29年 3月 11日より施行する。
- 3 この規定は、平成30年 5月 27日より施行する。
- 4 この規定は、平成30年 9月 9日より施行する。